

まちづくりファンド

令和元年6月3日  
都 市 局  
まちづくり推進課

## 桐生市の中心市街地における 民間主体のリノベーションまちづくり事業を支援します！

～ 群馬県初！「桐生まちづくりファンド」を設立 ～

本日、民都機構は、桐生信用金庫との間で「桐生まちづくりファンド」を設立しました。

同ファンドを通じて、「桐生市コンパクトシティ計画（立地適正化計画）」で定める都市機能誘導区域である桐生駅周辺地区内の中心市街地やその周辺地区において、空き店舗・空き工場等を活用した民間主体のリノベーションまちづくり事業等を資金面で支援し、地域の課題解決に貢献してまいります。

- 国土交通省と民都機構（一般財団法人民間都市開発推進機構）は、地域金融機関と連携して、一定のエリアをマネジメントしつつ、当該地域の課題解決に資するリノベーション等の民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、当該事業へ出資等を行う「マネジメント型まちづくりファンド支援事業」を平成29年度に開始しました。[資料1参照](#)
- 本日、民都機構は桐生信用金庫との間で「桐生まちづくりファンド」を設立し、同ファンドへの出資を行うことになりました。同ファンドでは、「桐生市コンパクトシティ計画」で定める都市機能誘導区域である桐生駅周辺地区内の中心市街地やその周辺地区において、民間による空き店舗・空き工場等の物販・飲食店舗、宿泊施設等へのリノベーション事業等を資金面で支援してまいります。このような空き店舗等の活用を通じて、都市のスポンジ化対策にも貢献することが期待されます。[資料2参照](#)
- なお、群馬県におけるマネジメント型まちづくりファンドの造成は、本件が初めてとなります。

(イメージ)



<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：松田、松下

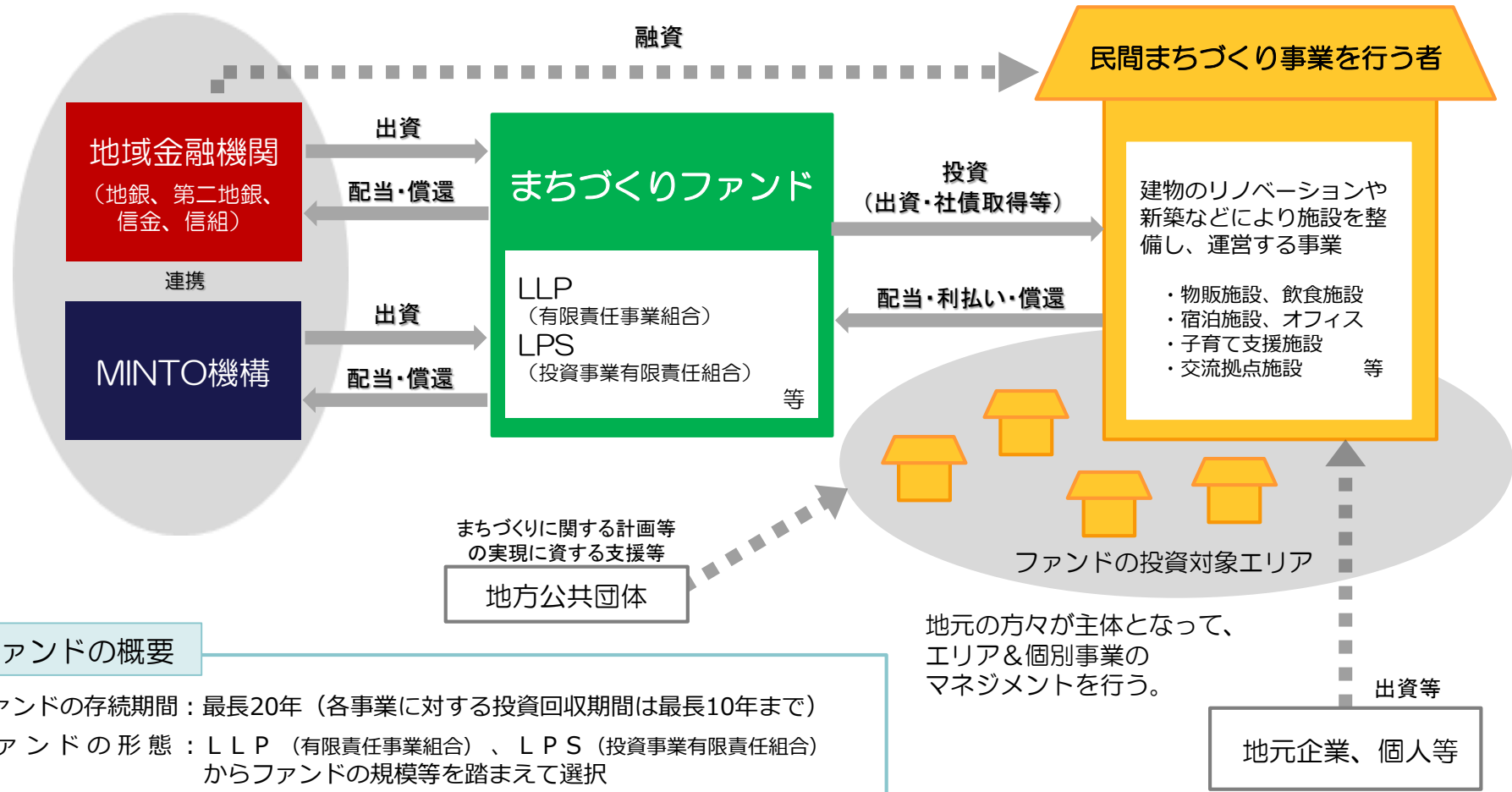
電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-532, 30-615) 03-5253-8127(直通)

FAX：03-5253-1589

# マネジメント型まちづくりファンド支援業務について

地域金融機関と民都機構が連携して「まちづくりファンド」を組成し、当該ファンドからの投資（出資・社債取得等）を通じて、民間事業者によるまちづくり事業を一定のエリアにおいて連鎖的に進めることで、当該エリアの価値向上を図りつつ、地域の課題解決に貢献します。

マネジメント型まちづくりファンド支援業務のスキーム図



## ファンドの概要

- ファンドの存続期間：最長20年（各事業に対する投資回収期間は最長10年まで）
- ファンドの形態：LLP（有限責任事業組合）、LPS（投資事業有限責任組合）からファンドの規模等を踏まえて選択
- ファンドの資金規模：数千万円～数億円を想定
- 民都機構の出資上限：ファンド総額の1/2を上限とする。

地元の方々が主体となって、エリア&個別事業のマネジメントを行う。

地元企業、個人等

## 桐生まちづくりファンド

桐生信用金庫は、2015年2月に桐生市、桐生商工会議所との3者間で包括連携・協力に関する協定を締結し、地域経済・社会の活性化のため連携の充実・強化を図ってきた。当ファンドはこれらの活動と連携しつつ、民間まちづくり事業を資金面で支援する。

- ファンド総額： 6,000万円  
(桐生信用金庫：3,000万円、民都機構：3,000万円)
- 対象エリア： 重要伝統的建造物群保存地区を含む本町通り沿い及びJR桐生駅や上毛電鉄西桐生駅へと続く末広通り沿いの商店街を核とする中心市街地並びにその周辺地区
- 地域の課題： 桐生市は、古くから絹織物の産地として栄え、繊維工業を中心とする機械工業の発達により人口が増加してきたが、産業構造の変化等に伴い1975年以降は人口減少が続き、中心市街地では空き店舗、空き工場などが増加している。
- 対象事業： 空き店舗、古民家、空き工場等のリノベーション等により、繊維関連産業を始めとした各種事業者を誘致することで、桐生の特色を活かしたまちづくりと産業・雇用の創出などに貢献する事業

【イメージ】



【スキーム】

